

|                           |                           |          |   |
|---------------------------|---------------------------|----------|---|
| <h1>道路使用許可申請書</h1>        |                           |          |   |
| 平成 年 月 日                  |                           |          |   |
| 警察署長殿                     |                           |          |   |
| 申請者                       |                           | 住所<br>氏名 | 印 |
| 道路使用の目的                   |                           |          |   |
| 場所又は区間                    |                           |          |   |
| 期間                        | 平成 年 月 日 時から 平成 年 月 日 時まで |          |   |
| 方法又は形態                    |                           |          |   |
| 添付書類                      |                           |          |   |
| 現場                        | 住所                        |          |   |
| 責任者                       | 氏名                        | 電話       |   |
| 第 号 <h2>道路使用許可証</h2>      |                           |          |   |
| 上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。 |                           |          |   |
| 条件                        |                           |          |   |
| 平成 年 月 日                  |                           |          |   |
| 警察署長 印                    |                           |          |   |

- 備考
- 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
  - 2 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
  - 3 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
  - 4 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
  - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

## 道路使用許可申請手続き要領

|          |   |
|----------|---|
| 申請先      | <p>使用する道路を管轄する警察署の交通課に申請する。ただし、2以上の警察署にわたるときは、原則として主たる場所（マラソン、パレード等）にあっては出発地）を管轄する警察署長に申請。</p>  |
| 必要な申請書類  | <p>次の書類を各2部作成し、提出する。ただし、徳島東警察署、徳島西警察署、鳴門警察署で道路の工事または作業を行う場合の道路使用許可申請は、各3部作成し提出する。</p> <p>道路使用許可申請書<br/>         工事現場位置図<br/>         工事現場周辺道路状況図<br/>         道路使用状況図<br/>         設計図・工程表等</p> |
| 手数料      | <p>2,000円（徳島県収入証紙により納付）</p>   |
| 道路管理者の許可 | <p>道路法第32条の規定により道路に電柱、広告塔、アーチ、看板等の工作物、工事中足場、工事中支柱等の物件及び露店・屋台等のように継続して道路を使用する場合は、道路使用許可のほかに道路管理者の道路占用許可が必要である。</p>   |
| 留意事項     | <p>道路の使用については、道路の危険や交通の妨害等を検討して許可されることになるので、具体的な事案については申請前に管轄警察署の交通課と相談すること。</p>  |
| 問合せ先     | <p>警察本部 交通部交通規制課 規制係<br/>         088-622-3101 内線 5172<br/>         警察署 交通課</p>   |